平成２２年（フ）第１４３３１号
神奈川県相模原市緑区下九沢1950―203
債務者　上村　新吾
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３３５号
東京都新宿区上落合１丁目13―15
債務者　迫　　英介
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３３６号
東京都八王子市下柚木３丁目３－３―409
債務者　篠塚　健一
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３３７号
東京都立川市富士見町１丁目１－３―104
債務者　荒井　文子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３３８号
東京都福生市大字熊川910―１　Ａ―106
債務者　平　　弓子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３４０号
東京都大田区羽田３丁目５―16
債務者　大垣三千男
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３４８号
東京都目黒区洗足２丁目７－３―103
債務者　辻本さやか
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３５１号
東京都北区神谷２丁目１―10―304
債務者　朝倉　　徹
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３５４号
東京都台東区雷門１丁目６－５―402
債務者　小篠久仁子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３５９号
千葉県市川市鬼越２丁目６―10　フリーゼハイムⅠ202
債務者　難波正世志
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３６０号
東京都葛飾区鎌倉３丁目28―25―317
債務者　中村　真理
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３６１号
東京都中央区晴海５丁目１－９―1518
債務者　木下　里美（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３６２号
東京都武蔵村山市神明２丁目58―12
債務者　松田　秀治
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３６３号
東京都品川区東品川４丁目１－６―105
債務者　島田　隆寛
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３６４号
東京都足立区千住桜木２丁目14―11―102
債務者　小倉　　明
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３６５号
東京都足立区千住桜木２丁目14―11―102
債務者　林　　理江
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部